

第六十四回全国児童養護施設長研究協議会 岡山大会 宣言

子どもの虐待死事件等が相次ぐ危機的状況の中で、保護者からの分離を必要とする要保護児童の中心的受け皿となつている児童養護施設で、社会の負託を受ける私たちは、石井十次、留岡幸助、山室重平ゆかりの地である岡山で、「第六十四回全国児童養護施設長研究協議会」を開催、我が国の未来を担う子どもたちの豊かな育ちを実現するために次の宣言をします。

一、被虐待児など要保護児童の受け皿となつている社会的養護システムの充実強化を実現します

国では、「すべての子どもの良質な養育環境を保障し、子どもを大切に社会」をめざして、「子ども・子育て新システム」のあり方について本格的議論が開始されています。特に貧困や虐待により良質な養育環境を奪われ、心身の発達にさまざまな課題を抱えた子どもたちが生活する児童養護施設においては、これらの課題に対応し子どもの最善の利益を実現するための充実した社会的養護システムの構築は喫緊の課題であり、その実現に向けた取り組みをすすめます。

二、子どもの権利を保障するナショナルミニマムの維持・向上を図ります

現在、地域主権改革に伴う児童福祉施設最低基準の地方への移譲について国会の審議がすすめられています。地方自治体が独自に定める基準によって子どもたちへのサービスに格差が生じることは、子どもの最善の利益を保障する立場にある私たちには見過ごすことはできません。

私たちは、被虐待児やDV被害の母子、障がいのある子どもたちの基本的人権を保障するため、ナショナルミニマムとしての国による児童福祉施設最低基準の維持と、養育の質の向上を実現するための人員配置や面積基準等の改善に取り組みます。

三、一人ひとりの子どもに、よりきめの細かい個別的養育を推進します

今、児童福祉入所施設などの「社会的養護」に四万七千人を超す子どもたちが保護されています。

被虐待児、発達障がい児など多くの課題を抱えた子どもたちが増え続ける状況において、より専門性の高い養育体制を実現させ、子どもたちの成長に応じた育みと自立支援を進めるため、きめの細かい個別的養育が必要です。

私たちは、児童養護施設における生活(養育)単位の小規模化を推進し、豊かな子どもの育ちを実現するために必要な制度の構築や改革に向けて積極的な取り組みをすすめます。

四、社会から負託された子どもたちを守る権利擁護に努めます

平成二十二年四月に施行された改正児童福祉法において、被措置児童等虐待防止の通告義務とその公表が法制化されました。今日、被措置児童等虐待事例が絶えない状況にあることは誠に遺憾であり、社会的養護を担う私たちは今一度自らの養育の取り組みを真摯に見つめなおす必要があります。

私たちは、この度制定した「倫理綱領」をここに改めて確認し、施設内での子どもの権利侵害防止の取り組みを強化します。

さらに、「要保護児童対策地域協議会」への積極的関与に努めるとともに、地域社会での児童福祉推進の拠点としての役割を果たすべく努力を続けます。

平成二十二年十一月十九日

全国児童養護施設協議会